

ILO（国際労働機関）の協同組合に関する 世界的勧告についての CECOP 決議

翻訳 菅野正純（協同総合研究所）

協同組合勧告に関する最新のILO報告を踏まえて

本勧告の採択が、協同組合運動全体にとって、とりわけ労働者協同組合と社会的協同組合に根本的な関わりがあることを自覚して次のことを提案する。

協同組合運動は、この勧告に関して、一致して行動する。とりわけ、ICA、ICAヨーロッパ、CICOPA*、CECOP*およびそれらの各会員において。

各国協同組合組織は、この勧告草案の内容について、直ちに各国の政府、労組および雇業者組織と接触に入る。

各国の協同組合組織は、本議題が2週間専門委員会において討議される、2001年6月国際労働総会に参加する各国代表団の構成員として認めるよう、要求する。

次のことを要請する：

1966年のILOの定義ではなく、1995年ICA総会で承認された協同組合の定義を、勧告に採用すること。

協同組合7原則が、ICA原則であることを明示的に認めること。

質問に対する各国の回答を、勧告に正確に採り入れること。とりわけ、政府の役割、および他の企業と比べた協同組合の取り扱いについて。

雇用創出や倒産企業の再建、および不利な立場にある集団への支援など、労働者協同組合と社会的協同組合、ならびにICA協同組合原則に従って行動する従業員所有企業の特別

の貢献を明確に規定すること。

雇用労働者や自己雇用(自営)労働者と異なる、協同労働者(associated worker)の特別の法的地位や、労働者協同組合と社会的協同組合、ならびにICA協同組合原則に従って行動する従業員所有企業の性格を、勧告のテキストにおいて明確に認めること。

2001年3月16日ブリュッセル

*CECOP--欧州労働者協同組合・社会的協同組合・参加型企業総連合

*CICOPA--国際協同組合同盟 工業・手工業・サービス・社会的生産協同組合国際組織)

親愛なる友人たちへ

2001年3月6日の総会決定に従って、ILO(国際労働機関)の協同組合に関する世界的勧告について、満場一致で承認されたCECOPの決議を送ります。

政府間世界機関が発表する、あらゆる協同組合についての最初の全世界的な基準であるという意味において、この勧告は、協同組合運動にとって決定的に重要であると思われます。

ILO総会が最終テキストを採択する、6月5~21日まで、わずか3ヶ月しか残されておらず、修正を提案したり、各国代表団のILO総会への参加を保証させるには、ほとんど時間がありません。

数日のうちに、一連の専門家からのコメントを含めて、ILO勧告に関する詳細な文書一式をお送りします。必要な情報については何でも遠慮なく請求してください。また、どんな意見でも歓迎します。

2001年3月16日 ブリュッセル
ブルーノ・ローラン(開発コーディネーター)
ライナー・シュリクター(専務理事)